

北海道告示第11627号

北海道が令和7年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和7年11月6日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付 すべき関係書類	実績報告書に添付 すべき関係書類	交付申請書の提出 部数、提出期限及び 提出先	補助金等の交付に 関する権限の委任	摘要
1 地域づくり総合交付金事業 個性豊かで活気に満ち、 人々が将来にわたり安心し て暮らすことのできる地域 社会の実現に資するため、 予算の範囲内で交付する。								
(1) 地域づくり推進事業								
ア 地域振興事業								
(ア) 標準事業	市町村 一部事務組合 広域連合 複数の市町村で構 成する協議会等 総合振興局長又は 振興局長が適当と 認める者	別記に掲げる事業に要する経費	2分の1以内 寄附金その他 の収入金があ るときは、補 助金の額の算 定にあたり、 当該寄附金そ 他の収入金 の控除を行 う。	総政第46号様式 (設備整備事業 の場合に限る。) 総政第47号様式 (不動産取得の 事業の場合に限 る。) 総政第48号様式 (施設整備事業 の場合に限る。) 総政第49号様式 (その他の整備 事業の場合に限 る。) 総政第50号様式 その1	総政第46号様式 (設備整備事業 の場合に限る。) 総政第47号様式 (不動産取得の 事業の場合に限 る。) 総政第48号様式 (施設整備事業 の場合に限る。) 総政第49号様式 (その他の整備 事業の場合に限 る。) 総政第53号様式 その1	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 別記に掲 げる総合 振興局又 は振興局 (事業の 効果が複 数の総合 振興局又 は振興局 が所管す る地域に 及ぶ場合 は、当該	総合振興局長 又は振興局長	

<p>(ソフト系事業 (まち・ひと・しごと創生寄附活用事業及び地方創生推進交付金事業(先駆タイプ)関連事業の場合を除く。)) 総政第50号様式その2</p> <p>(ソフト系事業 (まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合に限る。)) 総政第50号様式その3</p> <p>(ソフト系事業 (地方創生推進交付金事業(先駆タイプ)関連事業の場合に限る。)) 総政第50号様式その4</p> <p>(ソフト系事業 (まち・ひと・しごと創生寄附活用事業かつ地方創生推進交付金事業(先駆タイプ)関連事業の場合に限る。)) 総政第51号様式その1</p> <p>(ハード系事業 (まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合を除く。))</p>	<p>(ソフト系事業 (まち・ひと・しごと創生寄附活用事業及び地方創生推進交付金事業(先駆タイプ)関連事業の場合を除く。)) 総政第53号様式その2</p> <p>(ソフト系事業 (まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合に限る。)) 総政第53号様式その3</p> <p>(ソフト系事業 (地方創生推進交付金事業(先駆タイプ)関連事業の場合に限る。)) 総政第53号様式その4</p> <p>(ソフト系事業 (まち・ひと・しごと創生寄附活用事業かつ地方創生推進交付金事業(先駆タイプ)関連事業の場合に限る。)) 総政第54号様式その1</p> <p>(ハード系事業 (まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の場合を除く。))</p>
---	---

地域を所管する総合振興局及び振興局のうち、一の総合振興局又は振興局)

				<p>総政第51号様式 その2 (ハード系事業 (まち・ひと・ しごと創生寄附 活用事業の場合 に限る。)) 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 (申請者が地方 公共団体である 場合及び補助事 業の内容が建設 工事である場合 を除く。) 別に指示する様 式</p>	<p>総政第54号様式 その2 (ハード系事業 (まち・ひと・ しごと創生寄附 活用事業の場合 に限る。)) 総政第31号様式 別に指示する様 式</p>			
(イ) デジタルチャレン ジ推進事業	市町村とIoTのノウ ハウを持つ民間 事業者等によるコ ンソーシアム	AIやIoT等のデジタル技術、そ れにより収集したデータ等の一層 の活用により、地域課題を解決し、 道内市町村に横展開することで、 北海道全体の活性化と北海道Soci ety5.0の実現を図ることを目的と して実施する事業に要する経費	2分の1以内 寄附金その他 の収入金があ るときは、補 助金の額の算 定にあたり、 当該寄附金そ 他の収入金 の控除を行 う。	<p>総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 総政第50号様式 その1 (ソフト系事業 (まち・ひと・ しごと創生寄附 活用事業及び地 方創生推進交付 金事業(先駆タ イプ)関連事業 の場合を除 く。)) 別に指示する様 式</p>	<p>総政第31号様式 総政第53号様式 その1 (ソフト系事業 (まち・ひと・ しごと創生寄附 活用事業及び地 方創生推進交付 金事業(先駆タ イプ)関連事業 の場合を除 く。)) 別に指示する様 式</p>	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総合振興 局又は振 興局	総合振興局長 又は振興局長	
(ウ) 集落維持・活性化 促進事業	市町村 一部事務組合 広域連合 複数の市町村で構 成する協議会等	次に掲げる事業に要する経費 (1) 集落デマンド交通導入事業 (ハード事業及びソフト事業 共通) (2) 集落巡回販売(買物支援) 事業(ハード事業及びソフト	2分の1以内 寄附金その他 の収入金があ るときは、補 助金の額の算	<p>総政第46号様式 (設備整備事業 の場合に限る。) 総政第47号様式 (不動産取得の 事業の場合に限</p>	<p>総政第46号様式 (設備整備事業 の場合に限る。) 総政第47号様式 (不動産取得の 事業の場合に限</p>	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総合振興 局又は振 興局	総合振興局長 又は振興局長	

		事業共通) (3) 集落空き屋・空き店舗活用促進事業（ハード事業） (4) 公設民営施設整備事業（ハード事業） (5) その他集落対策事業（ソフト事業）	定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除を行う。	る。） 総政第48号様式（施設整備事業の場合に限る。） 総政第49号様式（その他の整備事業の場合に限る。） 総政第50号様式その1（ソフト系事業） 総政第51号様式その1（ハード系事業） 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式（申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。） 別に指示する様式	る。） 総政第48号様式（施設整備事業の場合に限る。） 総政第49号様式（その他の整備事業の場合に限る。） 総政第53号様式その1（ソフト系事業） 総政第54号様式その1（ハード系事業） 総政第31号様式別に指示する様式			
イ 保健福祉事業								
(ア) 標準事業	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様
(イ) 福祉振興・介護保険基盤整備事業	市町村（政令指定都市及び中核市を除く。） 一部事務組合 広域連合	次に掲げる事業に要する経費 (1) グループホーム等整備事業 (2) デイサービスセンター等整備事業 (3) 介護予防・生きがい対策サービス基盤整備事業 (4) 福祉環境整備促進事業 (5) 共生型地域福祉拠点整備・促進事業 (6) 授産製品販売拡大事業	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除を行	総政第45号様式（大会等の開催事業の場合に限る。） 総政第46号様式（設備整備事業の場合に限る。） 総政第47号様式（不動産取得の事業の場合に限	総政第45号様式（大会等の開催事業の場合に限る。） 総政第46号様式（設備整備事業の場合に限る。） 総政第47号様式（不動産取得の事業の場合に限	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	

		<ul style="list-style-type: none"> (7) 民間保育施設支援事業 (8) 地域子育てサロン整備事業 (9) 福祉車両購入事業 (10) ふれ愛デー推進事業 (11) 高齢者・障がい者作業所等 設備整備・運営事業 (12) 高齢者・障がい者社会参加 生きがい促進整備事業 (13) 障がい者等共同利用機器購 入事業 (14) 高齢者グループホーム運営 事業 (15) 障がい者介護療育等設備整 備事業 (16) 要援護者支援体制整備事業 (17) 福祉用具活用促進事業 (18) 自助具給付事業 (19) 重度障がい者タクシー料金 補助事業 (20) 精神障がい者地域活動支援 センター等通所交通費補助 事業 (21) 在宅サービス促進事業 (22) 市町村子ども発達支援セン ター事業 (23) こども・子育て環境整備事 業 (24) 地域子育て総合支援センタ ー運営事業 (25) 高齢者等の冬の生活支援事 業 (26) 福祉避難所機能確保促進事 業 	う。	る。)	る。)			
ウ 産業振興事業								
(7) 標準事業	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様
(イ) 地域産業基盤整備事業								

a 小規模土地改良事業	市町村 土地改良区 農業協同組合 総合振興局長又は 振興局長が適当と 認める者	次に掲げる事業に要する経費 (1) 生産基盤事業 (2) 防災安全事業 (3) その他総合振興局長及び振興局長が必要と認める事業	2分の1以内	総政第20号様式 総政第55号様式 別に指示する様式	総政第31号様式 総政第55号様式 から総政第64号 様式まで 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総合振興 局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
b 小規模林道整備事業			2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除を行う。					
(a) 小規模林業地域整備事業				総政第51号様式 その1 総政第18号様式 総政第19号様式 (交付金によって賄われる部分以外の経費を交付事業者以外の者が負担する場合(交付事業者が団体の場合において、当該経費をその構成員が負担する場合を含む。)に限る。) 総政第20号様式 総政第65号様式 その1 別に指示する様式	総政第54号様式 その1 総政第31号様式 総政第65号様式 その1 総政第66号様式 総政第67号様式 別に指示する様式			

(a') 経営林道 整備事業	市町村 森林組合	経営林道の開設又は改良に要する経費				提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局(森林組合にあつては事業の効果が及ぶ地域を所管する総合振興局又は振興局)	総合振興局長 又は振興局長
(b') 山村活性化小規模基盤整備事業	市町村	小規模な生活環境や保健休養施設の整備に要する経費				提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長
(c') 林道周辺環境整備事業						提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合振興局又は振興局(森林組合にあつては事業の効果が及ぶ地域を所管する総合振興局又は振興局)	総合振興局長 又は振興局長
林道周辺整備事業	市町村 森林組合	森林レクリエーション施設にアクセスする林道の改良事業のうち既設林道の安全通行確保を目的と						

		した施設整備に要する経費							
	環境改良事業	市町村 森林組合	森林レクリエーション施設にアクセスする林道の改良事業のうち間伐材の利用普及等を目的とした既設林道の工作物の改良に要する経費						
	(b) 生産林道整備事業	市町村 森林組合	生産林道整備事業に要する経費	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除を行う。	総政第51号様式 その1 総政第18号様式 総政第19号様式 (交付金によって賄われる部分以外の経費を交付事業者以外の者が負担する場合(交付事業者が団体の場合において、当該経費をその構成員が負担する場合を含む。)に限る。) 総政第20号様式 総政第65号様式 その2 別に指示する様式	総政第54号様式 その1 総政第31号様式 総政第65号様式 その2 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局(森林組合にあつては事業の効果が及ぶ地域を所管する総合振興局又は振興局)	総合振興局長 又は振興局長	
c	小規模治山事業	市町村	小規模治山事業に要する経費	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除を行う。	総政第49号様式 総政第51号様式 その1 総政第20号様式 総政第68号様式 総政第69号様式 総政第71号様式 別に指示する様式	総政第49号様式 総政第54号様式 その1 総政第31号様式 総政第68号様式 から総政第71号様式まで 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	

d 船揚場整備事業	市町村（空知総合振興局管内及び上川総合振興局管内に所在する市町村を除く。）	市町村が実施する船揚場整備事業に要する経費又は市町村が船揚場整備事業を実施する漁業協同組合に対して当該事業費を補助する場合における当該補助の対象となる事業に要する経費	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除を行う。	総政第51号様式その1 総政第20号様式 総政第72号様式 総政第73号様式 その1からその9まで 別に指示する様式	総政第54号様式その1 総政第31号様式 総政第72号様式 総政第74号様式 その1からその8まで 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局		総合振興局長 又は振興局長	
エ 環境生活事業									
(ア) 標準事業	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様		アの(ア)と同様	
(イ) エゾシカ緊急対策事業	市町村 エゾシカ捕獲等を目的とした協議会等（市町村が構成員として含まれる協議会等に限る。）	エゾシカ緊急対策事業に要する経費	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除を行う。	総政第46号様式（既設囲いわな移設の場合に限る。） 総政第51号様式その1 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式（申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。） 別に指示する様式	総政第46号様式（既設囲いわな移設の場合に限る。） 総政第54号様式その1 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局		総合振興局長 又は振興局長	
(ウ) 水資源保全推進事業	市町村	水資源保全地域内の土地を取得し、公有地化を図る事業に要する経費のうち、土地（その土地の上	購入する土地が森林（森林法（昭和26年	総政第47号様式 総政第16号様式 総政第18号様式	総政第47号様式 総政第30号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日		総合振興局長 又は振興局長	

		にある立木竹を含む。)を購入する経費	法律第249号)第2条第1項に定める森林をいう。以下同じ。)の場合は、2分の1以内 購入する土地が森林以外の場合は、3分の1以内 (300万円を限度とする。)	総政第20号様式別に指示する様式	別に指示する様式	提出先 総合振興局又は振興局		
オ 教育文化スポーツ事業								
(ア) 標準事業	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様	アの(ア)と同様
(2) 特定課題対策事業								
(アに規定する事業を除く)	市町村 一部事務組合 広域連合 知事が適当と認める団体	1 道の重要施策の推進のため、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業に要する経費 2 大規模な災害等に伴い策定された復興計画に位置づけられた事業のうち、全道的な観点から、特に重点的に支援する必要があると知事が認める事業に要する経費	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除を行	総政第46号様式(設備整備事業の場合に限る。) 総政第47号様式(不動産取得の事業の場合に限る。) 総政第48号様式(施設整備事業の場合に限る。)	総政第46号様式(設備整備事業の場合に限る。) 総政第47号様式(不動産取得の事業の場合に限る。) 総政第48号様式(施設整備事業の場合に限る。)	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	

		3 流木処理対策事業に要する経費	う。	<p>総政第49号様式 （流木処理対策事業及びその他の整備事業の場合に限る。） 総政第50号様式 その1 （ソフト事業） 総政第51号様式 その1 （ハード事業） 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 （申請者が地方公共団体である場合及び補助事業の内容が建設工事である場合を除く。） 別に指示する様式</p>	<p>総政第49号様式 （流木処理対策事業及びその他の整備事業の場合に限る。） 総政第53号様式 その1 （ソフト事業） 総政第54号様式 その1 （ハード事業） 総政第31号様式 別に指示する様式</p>			
ア 胆振東部地震被災森林再生加速化事業	市町村	市町村が胆振東部地震被災森林再生加速化事業を行う森林所有者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当しないものを除く。）に対し当該事業に要する経費を交付した場合における当該交付に要する経費	2分の1以内ただし、市町村が森林所有者に対して森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）に基づき実施した特殊地拵え及び森林作業道整備に要する経費（以下「事業費」という。）の100分の11以上を交付	<p>総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第18号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 胆振総合振興局	胆振総合振興局長	

				する場合にあ っては、事業 費の100分の 5.5を限度と する。					
2	<p>地域づくり総合交付金 (広域連携強化事業)</p> <p>地域で持続的に基幹的な 行政サービスを提供してい くため、市町村が柔軟な枠 組みで広域的な連携を行 い、自主性や独自性を保ち ながら持続可能な地域づく りに資するため、予算の範 囲内で交付する。</p>	<p>広域連携強化事業 推進要綱に基づき 地域連携協定を締 結し地域連携ビジ ョンを策定した、 又は、交付金を申 請する年度末まで に地域連携協定の 締結及び地域連携 ビジョンの策定を 行う見込みである 市町村及び全ての 連携市町村で構成 する協議会</p>	<p>地域連携ビジョンに掲載した、又 は掲載する予定の事業であり、市 町村が連携して取り組むソフト事 業の実施に要する経費</p>	<p>10分の10以内 (ただし、 1,000万円を 上限とする。)</p> <p>寄附金その他 の収入金があ るときは、補 助金の額の算 定にあたり、 当該寄附金そ の他の収入金 の控除を行 う。</p>	<p>総政第2号様式 総政第16号様式 総政第18号様式 総政第19号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 (申請者が市町 村である場合を 除く。) 別に指示する様 式</p>	<p>総政第2号様式 総政第30号様式 総政第31号様式 別に指示する様 式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総合政策 部地域行 政局市町 村課</p>		

(別記)

右の事業に係る補助金を交付する事務を行う総合振興局・振興局	交 付 対 象 事 業
全総合振興局・振興局	<ul style="list-style-type: none">1 地域振興事業<ul style="list-style-type: none">(1) 地域重点プロジェクト推進事業（ハード事業及びソフト事業共通）(2) 地域政策コラボ事業（ハード事業及びソフト事業共通）(3) 合併市町村まちづくり推進事業（ハード事業及びソフト事業共通）(4) コミュニティ施設整備事業（ハード事業） 総合振興局長・振興局長が特に必要と認める事業(5) 移住促進施設整備事業（ハード事業）(6) 移住促進事業（ソフト事業）(7) 地域国際化・多文化共生振興事業（ソフト事業）(8) 権限移譲推進事業（ソフト事業） 総合振興局長・振興局長が特に必要と認める事業(9) 地域間交流・連携事業（ソフト事業）(10) 地域情報化推進事業（ソフト事業）2 保健福祉事業<ul style="list-style-type: none">(1) 社会福祉施設整備事業（ハード事業）<ul style="list-style-type: none">ア 高齢者福祉施設整備事業イ 心身障害者福祉施設整備事業ウ 婦人又は児童福祉施設整備事業(2) 社会福祉振興事業（ソフト事業）(3) 地域医療施設等整備事業（ハード事業）<ul style="list-style-type: none">ア 診療所整備事業イ 診療所医療機器整備事業ウ 医師用住宅整備事業3 産業振興事業<ul style="list-style-type: none">(1) 産業観光振興施設整備事業（ハード事業）<ul style="list-style-type: none">ア 産業活性化支援施設整備事業イ 観光レクリエーション基盤施設整備事業

<ul style="list-style-type: none">ウ 新エネルギー等開発利用施設整備事業(2) 産業観光振興事業（ソフト事業）<ul style="list-style-type: none">ア 地域特産品奨励に関する事業イ 農林水産業の振興に関する事業ウ 商工業の振興に関する事業エ 食関連産業の振興に関する事業オ 地域雇用対策に関する事業カ 観光業の振興に関する事業キ 省エネルギー・新エネルギー促進に関する事業(3) 新産業創造事業（ソフト事業）(4) 農業振興施設等整備事業（ハード事業）4 環境生活事業<ul style="list-style-type: none">(1) 環境生活施設整備事業（ハード事業）<ul style="list-style-type: none">ア 市街地住環境施設の整備事業イ 道立自然公園施設の整備事業ウ テレビ難視聴解消施設等の整備事業エ 火葬場・葬祭場の整備事業(2) 環境生活振興事業（ソフト事業）<ul style="list-style-type: none">ア 地域景観の形成に関する事業イ 地域における地球温暖化防止及び生物多様性保全に関する事業ウ 地域環境の保全に関する事業(3) 地域防災施設整備事業（ハード事業）<ul style="list-style-type: none">ア 防災施設整備事業イ 避難施設整備事業（地方債の適債事業（ハード系事業）でない事業）ウ 備蓄庫整備事業（地方債の適債事業（ハード系事業）でない事業）エ 消防施設整備事業(4) 防災備蓄計画等に基づく備蓄品・備品整備事業（ソフト事業）(5) 自主防災組織創設・活性化事業（ソフト事業）(6) 地域防災・減災対策推進事業（ソフト事業）5 教育文化スポーツ事業<ul style="list-style-type: none">(1) 社会教育文化スポーツ施設整備事業（ハード事業）<ul style="list-style-type: none">ア 社会教育施設整備事業イ 文化振興施設整備事業ウ 青少年健全育成施設事業

	<p>エ 屋内・屋外スポーツ施設の整備事業</p> <p>(2) 文化スポーツ振興事業（ソフト事業）</p> <p>(3) 文化財保存整備事業（ハード事業及びソフト事業）</p> <p>(4) 市町村立高等学校施設整備事業（ハード事業）</p>
<p>石狩振興局 後志総合振興局 胆振総合振興局 日高振興局 渡島総合振興局 檜山振興局 上川総合振興局 留萌振興局 宗谷総合振興局 オホーツク総合振興局 十勝総合振興局 釧路総合振興局 根室振興局</p>	<p>3 産業振興事業</p> <p>(1) 漁業振興設備等整備事業（ハード事業）</p>
<p>石狩振興局 後志総合振興局 胆振総合振興局 日高振興局 渡島総合振興局 檜山振興局 留萌振興局 宗谷総合振興局 オホーツク総合振興局 十勝総合振興局 釧路総合振興局 根室振興局</p>	<p>3 産業振興事業</p> <p>(1) 港湾利用促進施設整備事業（ハード事業）</p> <p>ア 国際化推進施設整備事業</p> <p>イ 港湾観光支援施設整備事業</p> <p>ウ 海洋性レクリエーション振興施設整備事業</p>